

VI 通報の意義と通報後の対応

久留米大学

松崎貴之

1. 障害者虐待を受けたと思われる

障害者を発見した場合の通報義務

障害者虐待防止法

第16条

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

→虐待を受けたのではないかという疑いをもった場合、事実の確認ができなくても、法律上、速やかな通報義務が生じる。

○身体的虐待の事案

精神障害者のグループホームの女性利用者を診察した病院は、腕や足の打撲に「虐待の疑いがある」としてそのまま入院させた。グループホームの元職員は、グループホームを運営する法人の理事長から利用者が虐待を受けていると通報した。利用者のメモには、「顔、おなかをたたかれ、けられました。」などと書かれていた。

○性的虐待の事案

障害児の通所施設の職員が、利用している複数の女児の下半身を触り、撮影したとして逮捕された。加害者の職員は裁判で「障害のある子どもなら、被害が発覚しないと思った。」と述べた。

○心理的虐待の事案

施設の職員から、施設幹部による入所者への暴言が続いていると通報が寄せられた。職員に手を出した入所者に「おまえ、この野郎、外だったらボコボコにするぞ」などと詰め寄ったり、入所者を「てめえ」と怒鳴って小突いた、などとされている。

○放棄・放置の事案

障害者支援施設の職員が、利用者が食事を食べないと目の前でバケツに捨てる、大きな外傷があっても受診させないなどの虐待をしたことが、自治体の検査で確認された。

○経済的虐待の事案

グループホームの職員が、利用者の給料を本人の代わりに預金口座に入金する際、一部を入金しないなどして着服を重ねていた。被害を受けた障害者は20人近く、着服額は1,500万円以上に及んだ。

入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性（76）を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の**容疑者（29）を逮捕**した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は**日常的に虐待があった可能性**もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に**関係者からの相談で発覚**同施設を家宅搜索した。同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「**事故として処理**」していた。

福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者の少年（19）が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援（対応）はなかった」と**虚偽の報告**をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、**施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討**などを求める改善勧告を出した。

県はこれまでに、同園の元職員5人が死亡した少年を含む**入所者10人を日常的に暴行していた**ことを確認。別の職員も**入所者に暴行した疑いも浮上**した。

（※最終的に、10年間で15人の職員が23人の入所者に虐待していたことが判明）

障害者施設暴行 職員補助と職員の2人を傷害で起訴

A市の知的障害者支援施設で、入所者の男性（28）が腰の骨を折るなどの重傷を負った事件で、地検は2日、同施設の職員（25）と職員補助（22）を傷害罪で起訴した。

両被告は共謀し、施設内で男性入所者の腰付近を数回蹴ったり、左肩付近を殴ったりして腰の骨を折るなどのけがをさせたとしている。

両被告は容疑を認め、「言うことを聞かず腹が立った」などと供述している。事件以前から日常的に暴力を振るっていたことも認めているという。

また、別の施設でも、入所者の50代女性が体についたあざについて「被告にやられた」などと話している。法人は「コメントは控える」とした。

障害者暴行事件 幹部職員ら証拠隠滅容疑で逮捕（続報）

入所者に暴行したとして元職員らが逮捕された事件で、施設を運営する社会福祉法人の幹部職員ら3人が、事件後に行われた内部調査の文書を廃棄したとして証拠隠滅の疑いで警察に逮捕された。

文書には入所者の男性が暴行を受けた際の日撃証言が記載されていたと見られている。

これらの深刻な虐待事件に共通していることは何でしょうか？

共通していることの背景には、何があるのでしょうか？

もし、あなたが、同僚職員が利用者に虐待したのではないかと疑いを感じたらどうしますか？

A施設

虐待を受けたと
思われる障害者
を発見した人



通報義務

サービス管理
責任者



通報義務

施設長
管理者



通報義務



相談



相談



市町村障害者虐待防止センター

通報しないで済ませることはできません

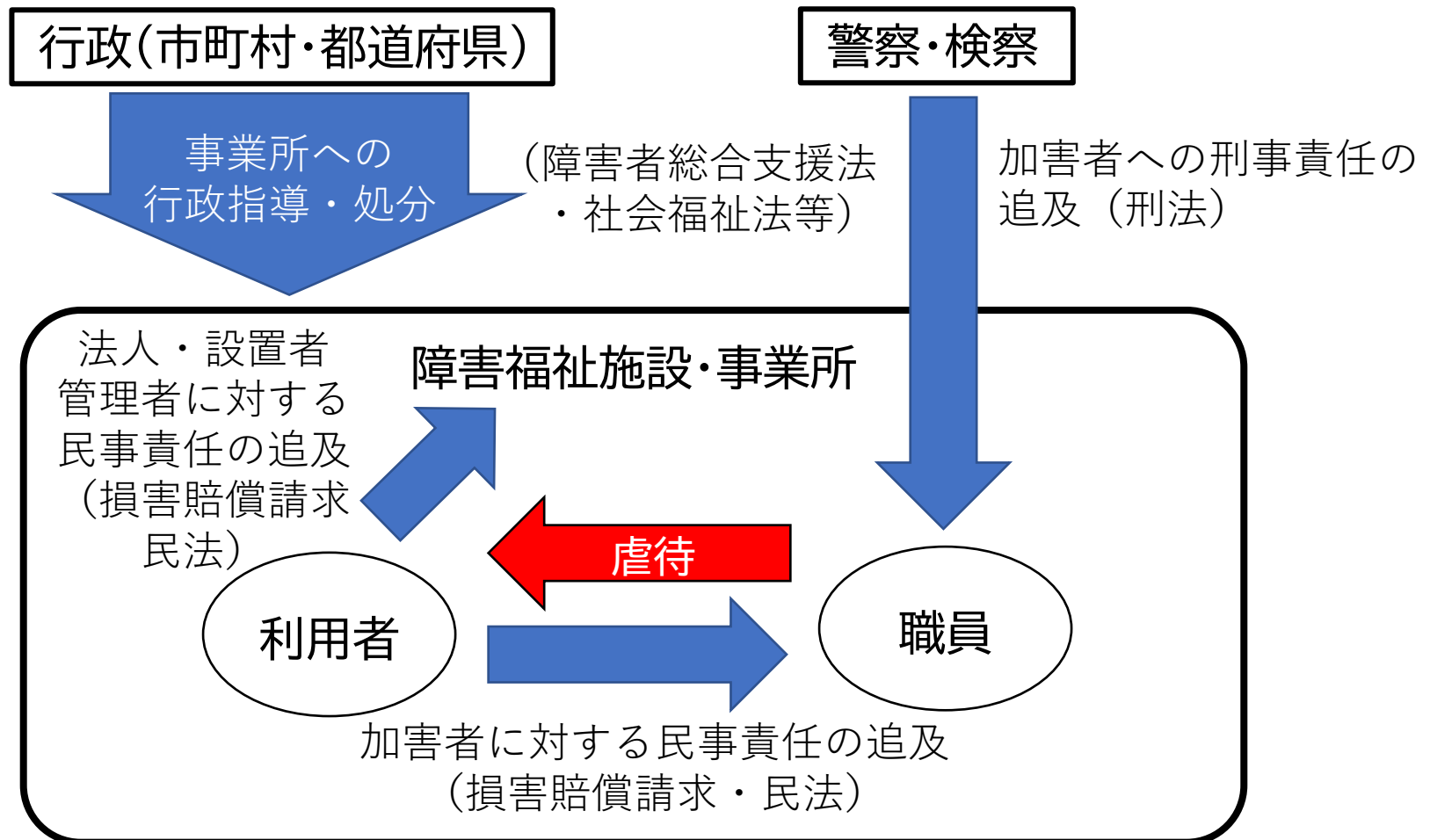
- ・虐待の疑いを感じた職員には通報義務が生じます。
- ・サービス管理責任者も、職員の相談内容から虐待の疑いを感じたら、通報義務が生じます。
- ・管理者も、職員やサービス管理責任者の相談内容から虐待の疑いを感じたら、通報義務が生じます。

通報しないで済ませたら・・・

- ・事業所の中で抱え込んでいる内に、虐待がエスカレートします。
- ・通報しなかったことがバレるので、通報できなくなります。
- ・良心的な職員は、不信感を抱いて辞めて通報します。
- ・虐待がエスカレートし、利用者に取り返しのつかない被害を与えてしまいます。
- ・行政と警察が介入します。
- ・通報しなかったことは、「悪質な隠蔽」とみなされ、厳しく処分されます。

※ 新聞記事の実例から教訓を学びましょう。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する 法的対応スキーム

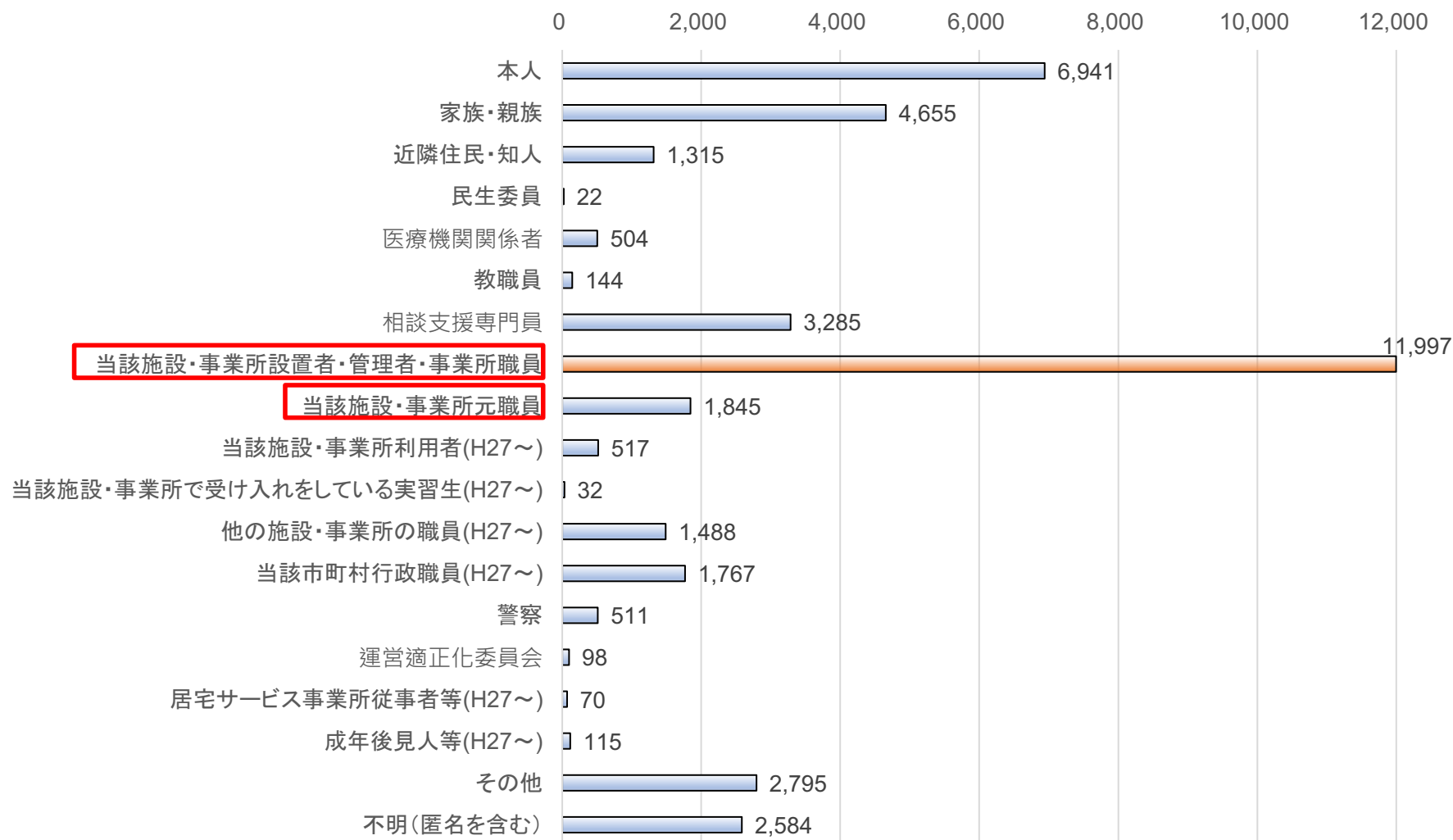


通報は、すべての人を救う

- ・利用者^①の被害を最小限で食い止めることができる。
- ・職員^②の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- ・理事長、施設長^③など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- ・施設、法人^④に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

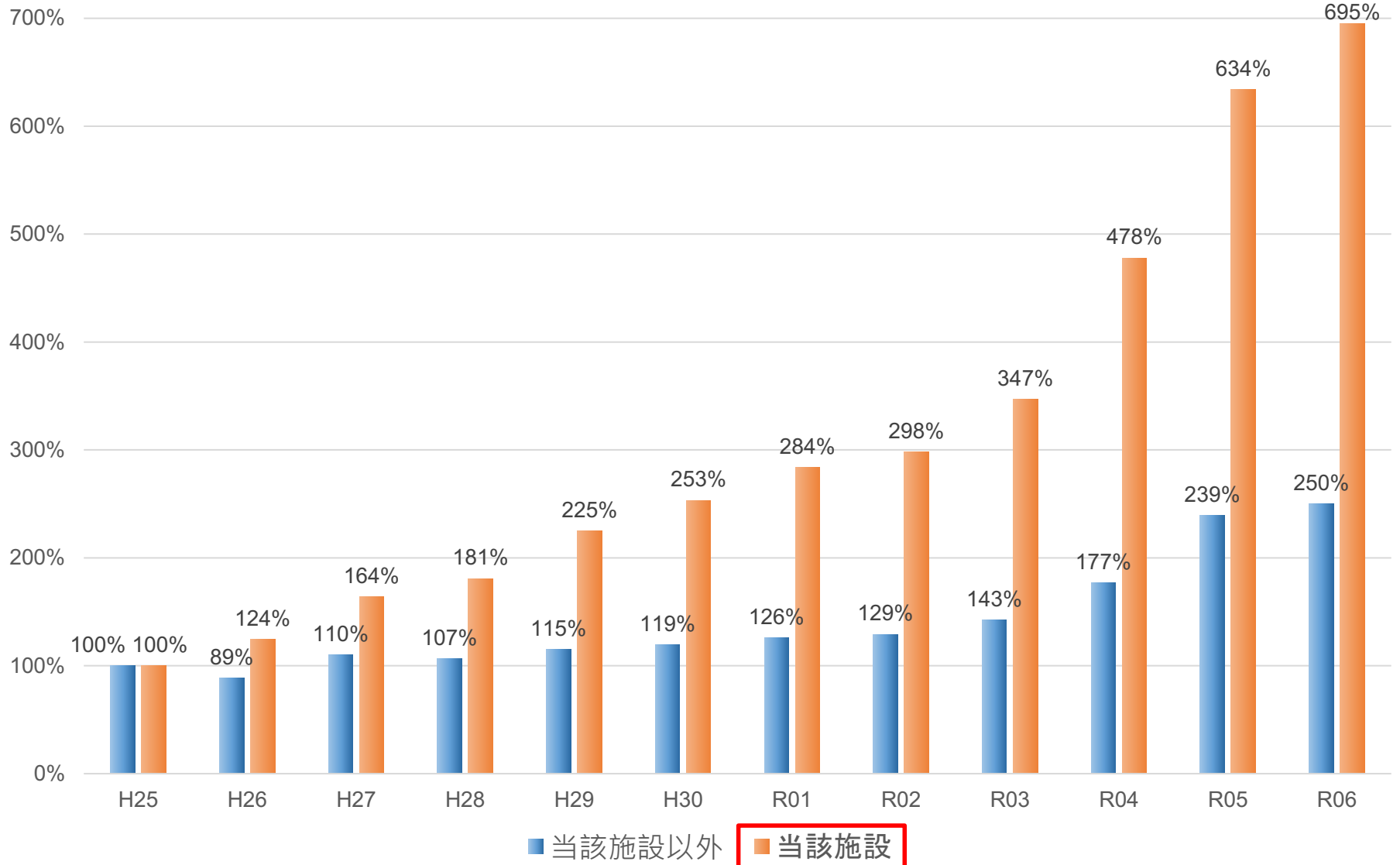
施設従事者による虐待の相談・通報件数の内訳(平成24年度～令和6年度の累計(複数回答))

- ・虐待があった施設・事業所が自ら通報する件数が多い
- ・一方、虐待があった施設・事業所を退職した元職員が通報する件数も一定ある
(※ 在職中は、通報することができなかった可能性)



施設従事者による虐待（平成25年度を1とした場合の当該施設の通報比率）

- ・虐待があった施設・事業所が、自ら通報する割合が毎年増えている。
（※ 法の浸透が考えられる）



立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

障害者総合支援法 第110条・第111条

市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処することができる。

身体障害者の支援施設の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったと考えられる。

障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応。

2. 通報後の通報者の保護

障害者虐待防止法

第16条

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

→ 通報義務

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

→ 本人による届け出

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

→ 守秘義務の解除

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

→ 通報者の保護

自治体から「極めて不適切」と指摘を受けた、「虐待通報をした場合、処分対象になり得る」ことを示唆した社会福祉法人理事長名の文書

(共同通信社 2020/10/08 を元に作成)

職員の方へ

としては遺憾を覚えているという認識はありますが、さうはうとお断りいたしました。
記事の中には、関係者なる人物がたびたび登場し、写真もこの関係者に提供された
もののようです。記事の内容から、この関係者は園の職員であることも推察されま
す。もし、職員が事実とは異なる情報を外部に通報し、許可なく園内の写真を提供し
たのであれば、極めて遺憾であり、懲戒処分の対象にもなりうると考えております。

この事件に関する記事については、既に法人の顧問弁護士とも相談しておりますが、
事実と異なることを記事にして法人の信用を失墜させるものであり、調査の進捗を持
って何らかの対応を行う考えです。

昨年12月5日の知事発言以降、法人に対して一部の者からの批判的な発言が相次
いでいますが、職員の方々はそうした事実とは異なる、あるいは事実を歪曲した集
団的誹謗・中傷に巻き込まれることなく、自信を持って引き続き利用者本位の業務を継
続していただけるようお願いいたします。私は、そうした誹謗・中傷から皆さんを守るた
め、全力を尽くしてまいります。

令和2年9月2日

社会福祉法人

理事長

虐待を発見した職員が通報を躊躇する要因

- ・ 通報したことで、施設・事業所から不利益を被るのではないか。
- ・ 施設・事業所や利用者に、事実確認調査によって迷惑がかかるのではないか。
- ・ 仲間の職員との関係が悪くなるのではないか。

職員の通報に対する心理的な抑制を軽減する

次のようなことを職員に伝え続ける

- ・ 匿名でも行政に通報することができる。
- ・ 通報を受けた行政には、通報者の秘密を守る義務がある。
- ・ 通報によって、施設・事業所の支援の改善につながっている。
- ・ 通報は全ての人を救うことにつながる。

障害者や家族の立場の理解

- ・ 知的障害等で言葉のコミュニケーションが難しい人は、虐待を訴えることができない。
- ・ 入所施設にいた障害者は、「職員の顔色を見て生活していた」と言う。
- ・ 障害者の家族も、「お世話になっている」という意識から、施設の職員に思っていることを自由に言えない立場に置かれている。

障害者福祉施設等の管理者や職員は、障害者や家族がこのような意識を働かせていることを常に自覚し、虐待の防止に取り組む必要がある。

虐待防止の責務

法人の理事長、障害者福祉施設等の管理者には、障害者福祉施設等が障害者の人権を擁護する拠点であるという高い意識と、そのための風通しのよい開かれた運営姿勢、職員と共に質の高い支援に取り組む体制づくりが求められる。

障害者虐待防止法

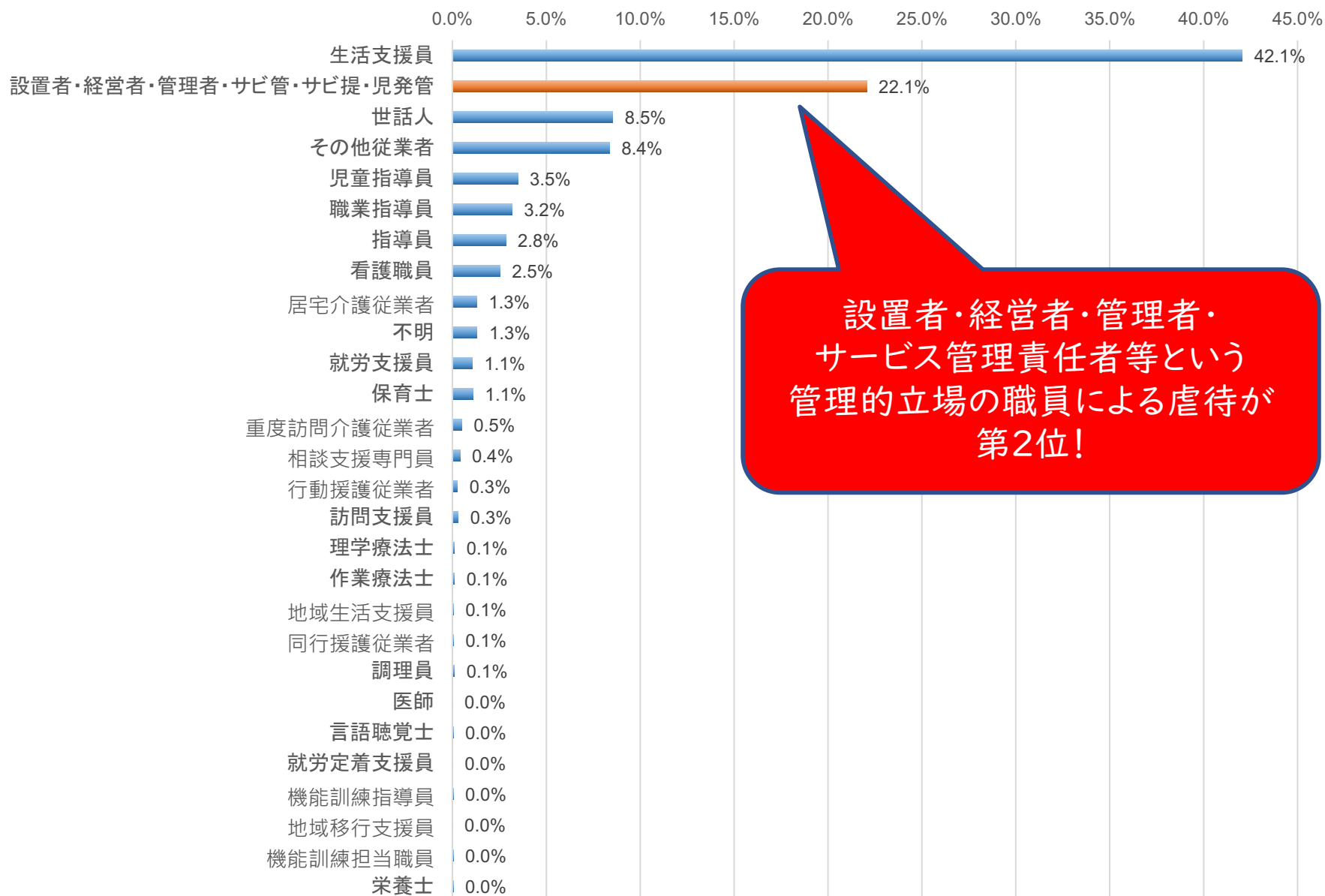
第15条

障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

人権意識は、管理者のゆるぎない意識と姿勢により組織として醸成される

- ・ 支援理念を明確に掲げる
- ・ 虐待防止委員会の設置により組織的に取り組む
- ・ マニュアルの作成、チェックリストの実施等、具体的に取り組む

利用者を虐待した職員の職種（平成24年度～令和6年度の累計）



大前提として必要な「支援の質の向上」

虐待防止の前に、利用者のニーズを充足し、望む生活に向けた支援を行うことが基本。

障害者福祉施設等の職員は、支援の質の向上はもちろん、利用者や家族の意向を踏まえたサービスの提供が重要。

精神科病院における虐待防止の取組と通報制度が施行されました（令和6年4月～）

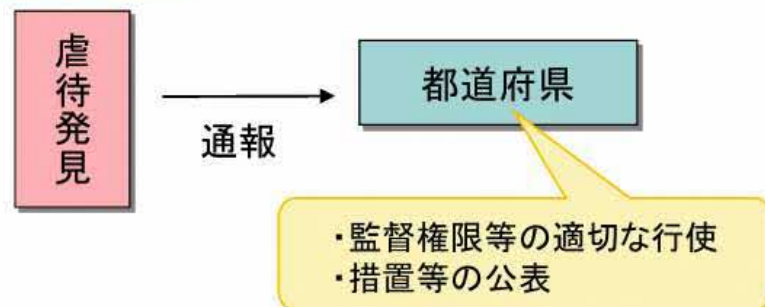
現状・課題

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**することが必要。
- 職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進している。あわせて、虐待が強く疑われる場合は、事前の予告期間なしに実地指導を実施できるとする等、都道府県等の指導監督の強化を図っている。

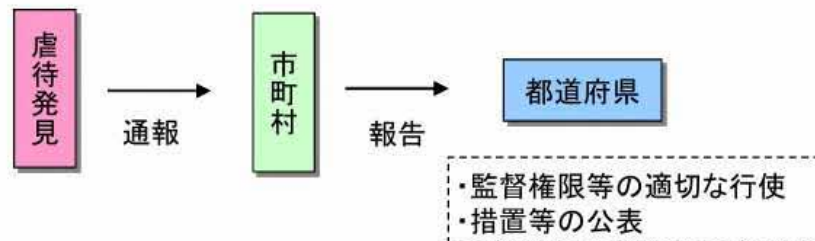
見直し内容

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体でより一層推進**するため、以下の内容等を規定。
 - ① 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
 - ② **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける（※）。**
あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
 - ③ **都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表**するものとする。
 - ④ **国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**

通報の仕組み



※ 障害者福祉施設等では、障害者虐待についての市町村への通報の仕組みが、障害者虐待防止法に規定。
虐待の深刻化を防ぎ、より軽微な段階で通報しやすい**組織風土**の醸成等を図り、障害者の権利利益の擁護に資する仕組みとして位置付けられている。



保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- **保育所等の職員による虐待について**、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を**、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

ご清聴ありがとうございました